

高富町・伊自良村・美山町

2001
創刊号

平成13年9月1日 発行

合併協議会だより



8月1日、山県郡3町村の合併について協議検討するため「高富町・伊自良村・美山町合併協議会」を設置しました。

CONTENTS

ごあいさつ.....	2ページ
合併協議会設置までの経緯.....	2ページ
合併協議会の推進体制.....	3ページ
合併協議会の報告.....	4ページ
合併協議会規約.....	5ページ
市町村合併のツボ.....	6ページ

編集・発行 / 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局
〒501-2192 岐阜県山県郡高富町高木1000番地1
高富町役場庁舎2階

TEL. 0581(23)1100 FAX. 0581(23)1101
E-mail : info@gappei-tim.jp

ごあいさつ

会長 高富町長 山崎 通
副会長 美山町長 矢口 貢男
副会長 伊自良村長 村橋 忠夫

合併協議会設置までの経緯

七月二十六日、高富町、伊自良村、美山町の三町村議会の議決を経て、八月一日に合併協議会が設置されました。
 ここでは、合併協議会設置に至るまでの経緯の概要を紹介します。

- 二月二十一日 山県郡町村合併検討協議会発足
- 三月五日 郡内町村議会議員による市町村合併に関する研修会開催
- 三月十六日 高富町議会市町村合併特別委員会設置
- 三月二十二日 高富町自治会長、伊自良村正・副区長、三町村職員合同研修会開催
- 四月一日 市町村合併共同研究室設置
- 四月十八日 高富町自治会長研修会開催
- 四月二十四日 美山町町村合併検討協議会発足
- 四月二十八日～五月三日 高富町校区別自治会研修会開催（五校区）
- 五月一日 伊自良村正・副区長、議員、職員合同研修会開催
- 五月八日 第二回山県郡町村合併検討協議会開催
- 六月七日～十六日 伊自良村町村合併を考える地区別説明会開催（十地区）
- 六月十八日～二十四日 美山町町村合併に関する地区懇談会開催（七地区）
- 六月二十日 伊自良村町村合併に関する村議会・区長会合同会議開催
- 七月四日 第三回山県郡町村合併検討協議会開催
- 七月八日～十四日 高富町市町村合併に関する校区別懇談会開催（五校区）
- 七月二十六日 三町村それぞれの議会で合併協議会設置議案可決
- 八月一日 高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置



少子高齢化や高度情報化が急速に進展する中で、国内の社会経済情勢は依然として厳しく、本格的な地方分権がますます求められています。

山県郡におきましても、三町村が「三本の矢」とな

り、地域の連帯を深めて、これからの新しい時代に対応しなければなりません。

こうした中、私たちの子孫のために地域の将来を考えるべく、三町村それぞれの議会での議決により、今年八月一日、地方自治法等に基づく合併協議会が設置されました。

今後、この協議会において、大きな飛躍を目指し、地域の連携と振興のための話し合いが行われることは、山県郡の将来にとってきわめて意義深いことであり、歴史的な一ページとして刻まれることと思います。

「天の時を知り、地の利

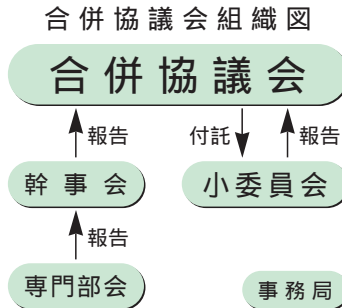
を生かし、人の和を図る」という言葉がございますが、この合併協議会は、まさにこうした理念に基づいて運営していきたいと考えております。

今後は、地域の将来のあり方について様々な課題が論議されることになりまします。当協議会といたしましては、あらゆる手段により、住民の皆様にも多くの情報を提供していくとともに、幅広い御意見をたくさんいただきながら、開かれた運営に努めてまいります。

私も三町村長といたしましても、山県郡の発展のため全力を傾注していく所存でございます。今後とも、皆様方の深い御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

合併協議会の推進体制

高富町・伊自良村・美山町合併協議会は、合併協議会、小委員会、幹事会、専門部会、事務局で構成されています。



○合併協議会

合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置される法定の協議会で、山県郡三町村の合併の是非を含め、合併に関するあらゆる事項の協議や市町村建設計画の策定などを行います。合併協議会は、会長のほか、三町村の議会の代表、学識経験者などからなる

○小委員会

小委員会は、合併協議会から付託された事項（例えば、新自治体の名称など）について調査・審議を行います。

○幹事会

幹事会は、三町村の助役、収入役、総務課長などの職員で構成され、協議会に提案する事項について協議・調整を行います。

る委員二十五名と顧問で構成されています。協議内容はその原則として公開されます。

案する事項について協議・調整を行います。

コラム

合併三二辞典

合併協議会とは、

合併しようとする市町村が、法律の規定に基づいて設置しなければならない協議会です。合併に際し、この協議会で福祉の向上や行政サービスの取扱いをはじめ、住民負担や地域の振興に関することなど、住民のみなさんの生活に関わることを慎重に検討し、協議・調整され、結論が出されます。この協議会で決定された事項をもとに、市町村議会の議決を経て、市町村合併が行われます。

市町村建設計画とは、

市町村合併に際し、合併関係市町村の住民のみなさんに対して将来に関するビジョンを提供し、これによって住民のみなさんが合併の適否を判断するといった、いわばマスタープランとしての役割を果たすものです。

合併協議会委員名簿

役職名	氏名	町村名	選出区分
会長	山崎通	高富町	高富町長
副会長	矢口貢男	美山町	美山町長
	村橋忠夫	伊自良村	伊自良村長
委員	村瀬伊織	高富町	高富町議会議長
	渡辺政勝		高富町議会議員
	武山和行		高富町議会議員
	藤岡功		学識経験者
	杉田実男		学識経験者
	平野元		学識経験者
	三井怜子		学識経験者
	上野登志博	伊自良村	伊自良村議会議長
	横山善道		伊自良村議会議員
	川島清夫		伊自良村議会議員
	山崎雄作		学識経験者
	船戸繁俊		学識経験者
	高井克明		学識経験者
	棚橋壽子		学識経験者
	長屋孝	美山町	美山町議会議長
	大西克巳		美山町議会議員
	小森英明		美山町議会議員
	河口衛		学識経験者
	高瀬茂		学識経験者
	花村進		学識経験者
	石神みち子	岐阜県	学識経験者
	河合正明		学識経験者
	古川一美		学識経験者

顧問

役職名	氏名
岐阜県議会議員	山田忠雄

幹事会名簿

役職名	氏名	備考
幹事長	横山久生	伊自良村助役
副幹事長	宇野敏勝	高富町助役
	早矢仕英雄	美山町助役
幹事	鷺見平也	高富町収入役
	田中義文	伊自良村収入役
	田垣隆司	美山町収入役
	三輪隆博	美山町参事兼企画財政課長
	鷺見奉子	高富町総務課長
	船戸時夫	伊自良村総務課長
	長屋義明	美山町総務課長
	嶋井勉	高富町企画課長
	梅田義孝	伊自良村総務課長補佐兼企画財政係長

合併協議会の報告

第一回合併協議会を開催



八月十三日、高富町役場三階大会議室において、第一回高富町・伊自良村・美山町合併協議会が開催されました。

はじめに、会長、副会長、顧問からあいさつがあり、会長から委員に委嘱状が交付されました。委員などの紹介の後、報告及び議案の審議に入りました。

報告事項

合併協議会設置の経緯、合併協議会規約、幹事会規程、財務規程などについて報告されました。

協議事項

協議第一号 合併協議会会議運営規程について

会議を原則公開とし、傍聴や会議録の閲覧ができることなど、会議運営の基本的な事項について承認されました。



協議第二号 合併協議会小委員会規程について

小委員会の会議運営の基本的な事項について承認されました。

協議第三号 平成十三年度合併協議会事業計画について

協議会の会議を原則として毎月一日に開催すること、将来構想策定のため住民アンケートを実施すること、機関誌やホームページを通して情報提供することなど



を内容とする事業計画について承認されました。

協議第四号 平成十三年度合併協議会予算について

合併協議会会議の開催費、合併事務事業に要する経費など総額三千二百万円の予算について承認されました。

事務局紹介

八月一日から合併協議会事務局でお世話になることとなりました。

住民のみなさんから合併に関するご意見・ご質問を広く頂戴していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

合併協議会事務局職員名簿

役職名	氏 名	町 村 名	備 考
事務局 長	酒 向 隆	高 富 町 (岐阜県派遣)	
事務局職員	上 野 達 也	伊 自 良 村	企画調整担当
	久保田 裕 司	高 富 町	
	安 川 英 明	美 山 町	総務担当
	吉 田 直 孝	美 山 町	
臨時職員	土 田 浩 司	高 富 町	記録・広報担当
	垣出中 雅 世		

合併協議会規約

(協議会の設置)

第一条 高富町、伊自良村及び美山町以下「三町村」という。は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）以下「合併特例法」という。（第三条第一項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第二条 協議会は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第三条 協議会は、次に掲げる事務を行う。
一 三町村の合併に関する協議
二 合併特例法第五条の規定による市町村建設計画の作成
三 前二号に掲げるもののほか、三町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第四条 協議会の事務所は、岐阜県山県郡高富町高木一〇〇〇番地一高富町役場内に置く。

(組織)

第五条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第六条 会長は、三町村の長の協議により、三町村の長のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第七条 副会長は、三町村の長のうちから前条の規定により会長に選任された者を除く二名をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代理する。
3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第八条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 三町村の長のうち会長に充てられた者以外の者
二 三町村の議会の議長
三 三町村の議会の議長が、それぞれ三町村の議会の議員のうちから指名した者各一名

四 三町村の長が協議して定めた学識経験を有する者十四名以内
2 委員は、非常勤とする。

(顧問)

第九条 三町村の長の協議により、協議会に顧問を置くことができる。
2 顧問は、必要に応じて

助言することができる。

3 顧問は、非常勤とする。

(会議)

第十条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の四分の一以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第十一条 会議は、委員の二分の一以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。
3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。
4 会長は、必要に応じて顧問の出席を求めることができる。
5 会長は、必要に応じて三町村の関係職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(小委員会)

第十二条 協議会は、その事務の一部について調査、審議等をするために小委員会を置くことができる。
2 小委員会の組織、運営

その他必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

(幹事会)

第十三条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。
2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第十四条 第三条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整するため、協議会に専門部会を置く。
2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第十五条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
2 協議会の事務に従事する職員は、三町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第十六条 協議会に要する経費は、三町村の長が協議して負担する。

(監査)

第十七条 協議会の出納の監査は、会長の属する町村の監査委員に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第十八条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、三町村の長が協議して定める。

(報酬及び費用弁償)

第十九条 会長、委員、顧問及び監査委員は、報酬及び費用弁償を受けることができる。
2 前項の報酬及び費用弁償等の額及び支給方法等は、三町村の長が協議して定める。

(協議会解散の場合の措置)

第二十条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

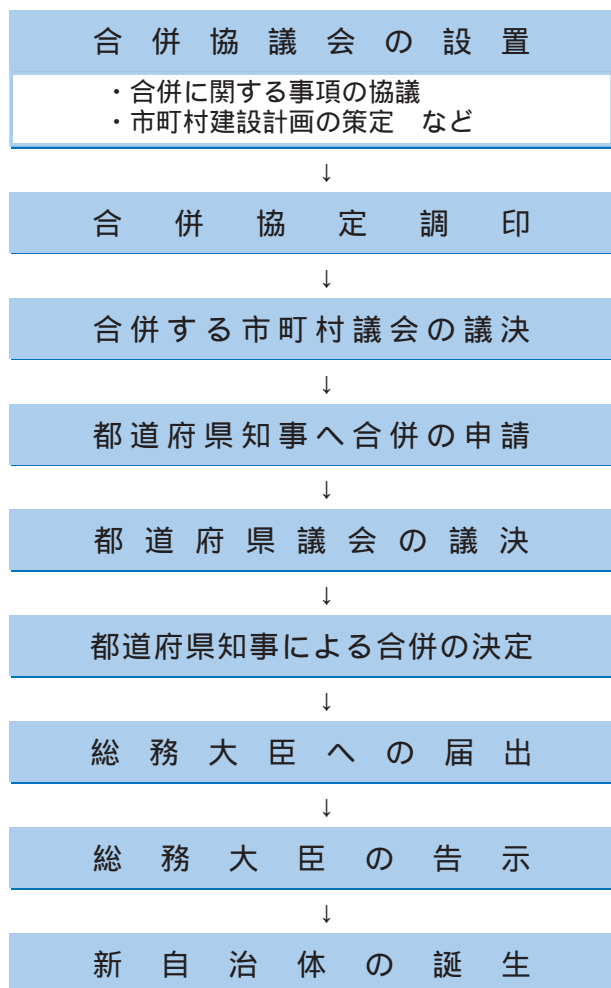
(補則)

第二十一条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この規約は、平成十三年八月一日から施行する。

市町村合併に至るまでのながれ



市町村合併のツボ

どうして今、市町村合併が必要なのでしょう？

日本全国で市町村合併の動きが活発になりつつありますが、背景としては次のことが言われています。

- ▼少子・高齢化が進んでいます。
- 今後、少子・高齢化が急速に進み、人口が減少する

ため、税収、人材の確保が困難になる一方で、需要の増大が予想される医療や介護の福祉サービスなどに対応していかねばなりません。

▼日常生活の範囲が広がっています。

道路や情報通信網の整備によって通学、通勤、買い物などの行動範囲は広がっています。住民のみなさんにとってよりよい行政サービスを提供していくためには、広域的な行政の取り組みが必要です。

合併により期待されること

- 各地域の個性を生かした広域的なまちづくりが可能になります。
- 市町村行政の効率的な運営により、福祉サービスなどの充実が可能になります。

- 専門的な知識を持った職員を置くことにより、行政サービスが高度化・迅速化できます。

合併により心配されること

- 役場が遠くて不便になるのではないかと

編集後記

八月一日から合併協議会だよりの編集担当となり、三週間が経ちました。それにしても仕事をしようにも、合併事務に關してすべてが、まったくゼロからのスタートです。で、何もできず、手に付かず、右往左往している毎日です。

一日、一日がすごいです。リードで過ぎていきます。今も、協議会だよりの締め切りに追われ、午前様です。このままだと徹夜かな？でも、みなさんに読んでいただく機関誌なんだから、あと、ひとつふんばりだ！

(三)

合併協議会を傍聴できます

会議の傍聴を希望される方は、会議開始十五分前までに会場にお越しください。傍聴券をお渡しします。なお、希望者が三十人を超えた場合は抽選とさせていただきます。

これらの課題への対応は合併協議会で十分検討されていく予定です。

第3回合併協議会開催予定

日時
10月1日 月曜日
午後1時30分から

場所
高富町役場庁舎
3階大会議室

第2回合併協議会開催予定

日時
9月3日 月曜日
午後1時30分から

場所
高富町役場庁舎
3階大会議室